

【z272】保健福祉等特殊業務手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①生活保護法の規定により、要保護者又はその扶養義務者に面接して行う生活指導、相談又は調査の業務に従事したと	保健福祉事務所に勤務する職員				円／日 610 ※専ら従事した場合 12,800円／月
②児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法又は売春防止法の規定により援護又は育成の措置を要する者、要保護女子等に面接して行う生活指導、相談又は調査の業務に従事したとき	保健福祉事務所又はいわき地方振興局に勤務する職員				610
③児童福祉法その他の法令の規定により、援護、育成又は更生の措置を要する者、要保護女子等に面接して行う判定、指導又は相談の業務に従事したとき	児童相談所その他の人事委員会規則で定める機関（障がい者総合福祉センター、総合療育センター、精神保健福祉センター及び女性のための相談支援センター）に勤務する職員				610
④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある者に直接接して、調査、診察立会い又は移送の業務に従事したとき	保健福祉事務所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	該当			340